

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年4月19日受付分)

名称

特定非営利活動法人
そいる

縦覧期間

令和6年4月19日(金)から
令和6年5月3日(金)まで

特定非営利活動法人そいる定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人そいるという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県三木市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発育や発達の気になる児や障害のある児とご家族に対して、児童福祉法に基づく児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業、発達に関する相談事業などの支援を行い、またその支援者や地域住民に対しての研修事業や啓発活動などを行うことで、子ども達がいきいきと暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (3) 子どもの発達やご家族の子育てを支援するための子育て支援事業
- (4) 地域の療育の質の向上や子ども達の抱える困難さの啓発のための社会教育事業
- (5) 子どもの学校生活を支援するための学習支援事業

(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前の弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務及び役員報酬
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	田中 啓規
副代表理事	吉本 敬祐
理 事	井上 舞
監 事	渡辺 寛之
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成32度の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	1000円	1000円

(2) 賛助会員

① 入会金	0円	0円
② 年会費	1口 1000円	1口 1000円
	(1口以上)	(1口以上)

令和5年度事業計画書
(令和5年10月1日～令和6年9月30日)

特定非営利活動法人そいる

1. 基本方針

児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所の運営によって、地域の支援が必要なお子さんとご家族の支援を実施していきます。その中で、医療的ケアの必要なお子さんの受け入れも積極的に進めていきたいと考えています。

今年度は、障害児相談支援事業を開始する予定です。それによって、お子さんとご家族の生活を総合的に支援できる体制作りを進めていきます。

これまで実施してきた発達の良い気になるお子さんとそのご家族への支援活動も継続して取り組んでいきます。さらに令和6年4月からダウン症候群のあるお子さんとご家族向けの「赤ちゃん体操」を開催する予定です。

また、その他の事業である「やりたい。できた。ラボ」プロジェクトを進めていきます。

本年度においては、令和6年4月に開設予定である障害児相談支援事業を重点事業とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期・回数等	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込
(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所の運営	月曜日～金曜日	兵庫県三木市	障害のあるお子さんとそのご家族 10人/日	32,800千円
(2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	障害児相談支援事業の事業を行うための研修受講等の準備活動及び事業の開始	年間を通して実施	兵庫県三木市	障害のあるお子さんとそのご家族	2,000千円
(3) 子どもの発達やご家族の子育てを支援するための子育て支援事業	発達の良い気になるお子さんとご家族が遊びながら、相談できる場（あそびの広場）の開催 ダウン症候群のあるお子さんとご家族向けの赤ちゃん体操の開催	遊びの広場 年間10回 赤ちゃん体操 6回	ハートフルプラザ(三木市)	発達の良い気になるお子さんや障害のあるお子さんとそのご家族 3人/回 ダウン症候群のあるお子さんとご家族 3組/回	36千円

(4) 地域の療育の質の向上や子ども達の抱える困難さの啓発のための社会教育事業	「子どもの発達について」や「発達障害について」など子育てやお子さんの支援に関わる内容についての学習会の開催。	年2回実施 (8月・2月)	三木市 総合福祉センター	発達気になるお子さんや障害のあるお子さんのご家族	0円
			三木市 立教育センター	お子さんの支援に携わる方 地域住民 10人/回	
(5) 子どもの学校生活を支援するための学習支援事業	学習に困難さを抱えるお子さんに関する相談事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を利用されているお子さんで該当するお子さんへの支援を行う。	年間を通じて実施	兵庫県 三木市	学習に困難さを抱えるお子さんとそのご家族 2人/月	0円
(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 11月
- ②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：田中啓規

事務局スタッフ：田中亜希子

令和6年度事業計画書
(令和6年10月1日～令和7年9月30日)

特定非営利活動法人そいる

1. 基本方針

児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所の運営によって、地域の支援が必要なお子さんとご家族の支援を実施していきます。引き続き、医療的ケアの必要なお子さんの受け入れを積極的に進めていきたいと考えています。

障害児相談支援事業については、受け入れる人数を少しずつ拡大していきます。お子さんとご家族がスムーズに必要な支援に繋がれるように関係各所と連携をとりながら事業を進めていきます。

これまで実施してきた発達の気になるお子さんとそのご家族への支援活動やダウン症候群のあるお子さんとご家族向けの「赤ちゃん体操」も継続して取り組んでいきます。

また、その他の事業である「やりたい.できた.ラボ」プロジェクトについては、対象となる方を広げていけるように相談機能の拡充を進めていきます。

本年度においては、特に障害児相談支援事業の拡充を重点事業とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期・回数等	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込
(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所の運営	月曜日～金曜日	兵庫県三木市	障害のあるお子さんとそのご家族 10人/日	33,700 千円
(2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	障害児相談支援事業の事業を行うための研修受講等の準備活動及び事業の開始	年間を通して実施	兵庫県三木市	障害のあるお子さんとそのご家族	3,000 千円
(3) 子どもの発達やご家族の子育てを支援するための子育て支援事業	発達の気になるお子さんとご家族が遊びながら、相談できる場（あそびの広場）の開催 ダウン症候群のあるお子さんとご家族向けの赤ちゃん体操の開催	遊びの広場 年間10回 赤ちゃん体操 6回	ハートフルプラザ(三木市)	発達の気になるお子さんや障害のあるお子さんとそのご家族 3人/回 ダウン症候群のあるお子さんとご家族 3組/回	36千円

(4) 地域の療育の質の向上や子ども達の抱える困難さの啓発のための社会教育事業	「子どもの発達について」や「発達障害について」など子育てやお子さんの支援に関わる内容についての学習会の開催。	年2回実施 (8月・2月)	三木市 総合福祉センター	発達気になるお子さんや障害のあるお子さんのご家族	0円
			三木市 立教育センター	お子さんの支援に携わる方 地域住民 10人/回	
(5) 子どもの学校生活を支援するための学習支援事業	学習に困難さを抱えるお子さんに関する相談事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を利用されているお子さんで該当するお子さんへの支援を行う。	年間を通じて実施	兵庫県 三木市	学習に困難さを抱えるお子さんとそのご家族 2人/月	0円
(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 11月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：田中啓規

事務局スタッフ：田中亜希子

令和5年度活動予算書

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	13,000		
賛助会員	0	13,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
2. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	80,000		
受取民間助成金	500,000	580,000	
3. 事業収益			
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	32,800,000		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	2,000,000		
子どもの発達やご家族の子育てを支援するための 子育て支援事業	36,000		
地域の療育の質の向上や子ども達の抱える困難さの 啓発のための社会教育事業	0		
子どもの学校生活を支援するための学習支援事業	0	34,836,000	
4. その他収益			
受取利息	10		
雑収益	0	10	
経常収益計			35,429,010
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,977,000		
給料手当	19,000,000		
法定福利費	3,126,000		
福利厚生費	203,000		
人件費計	25,306,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	40,000		
通信運搬費	450,000		
消耗品費	410,000		
水道光熱費	310,000		
修繕費	11,000		

地代家賃	1,740,000		
賃借料	864,200		
減価減却費	45,000		
繰越資産償却費	55,000		
保険料	120,000		
諸会費	30,000		
租税公課	100,000		
交際費	20,000		
研修費	160,000		
支払い手数料	480,000		
支払利息	95,000		
その他経費計	4,940,200		
事業費計		30,246,200	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,603,000		
給与手当	1,100,000		
法定福利費	40,000		
福利厚生費	10,000		
人件費計	2,753,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	100,000		
水道光熱費	10,000		
減価減却費	5,000		
繰越資産償却費	5,000		
地代家賃	0		
保険料	0		
租税公課	2,000		
研修費	20,000		
支払い報酬	650,000		
支払い手数料	5,000		
その他経費計	867,000		
管理費計		3,620,000	
経常費用計			33,866,200
当期正味財産増減額			1,562,810
前期繰越正味財産額			-5,185,817
次期繰越正味財産額			-3,623,007

令和6年度活動予算書

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	13,000	
賛助会員	0	13,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
2. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	80,000	
受取民間助成金	500,000	580,000
3. 事業収益		
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	33,700,000	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	3,000,000	
子どもの発達やご家族の子育てを支援するための 子育て支援事業	36,000	
地域の療育の質の向上や子ども達の抱える困難さの 啓発のための社会教育事業	0	
子どもの学校生活を支援するための学習支援事業	0	36,736,000
4. その他収益		
受取利息	10	
雑収益	0	10
経常収益計		37,329,010
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	3,003,000	
給料手当	20,100,000	
法定福利費	3,363,000	
福利厚生費	226,000	
人件費計	26,692,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	40,000	
通信運搬費	440,000	
消耗品費	534,700	
水道光熱費	350,000	
修繕費	11,000	
地代家賃	2,373,840	

賃借料	864,200		
減価減却費	45,000		
繰越資産償却費	55,000		
保険料	120,000		
諸会費	30,000		
租税公課	100,000		
交際費	20,000		
研修費	250,000		
支払い手数料	480,000		
支払利息	95,000		
その他経費計	5,818,740		
事業費計		32,510,740	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,617,000		
給与手当	1,100,000		
法定福利費	40,000		
福利厚生費	10,000		
人件費計	2,767,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	100,000		
水道光熱費	10,000		
減価減却費	5,000		
繰越資産償却費	5,000		
地代家賃	0		
保険料	0		
租税公課	2,000		
研修費	20,000		
支払い報酬	730,000		
支払い手数料	5,000		
その他経費計	947,000		
管理費計		3,714,000	
経常費用計			36,224,740
当期正味財産増減額			1,104,270
前期繰越正味財産額			-3,623,007
次期繰越正味財産額			-2,518,737